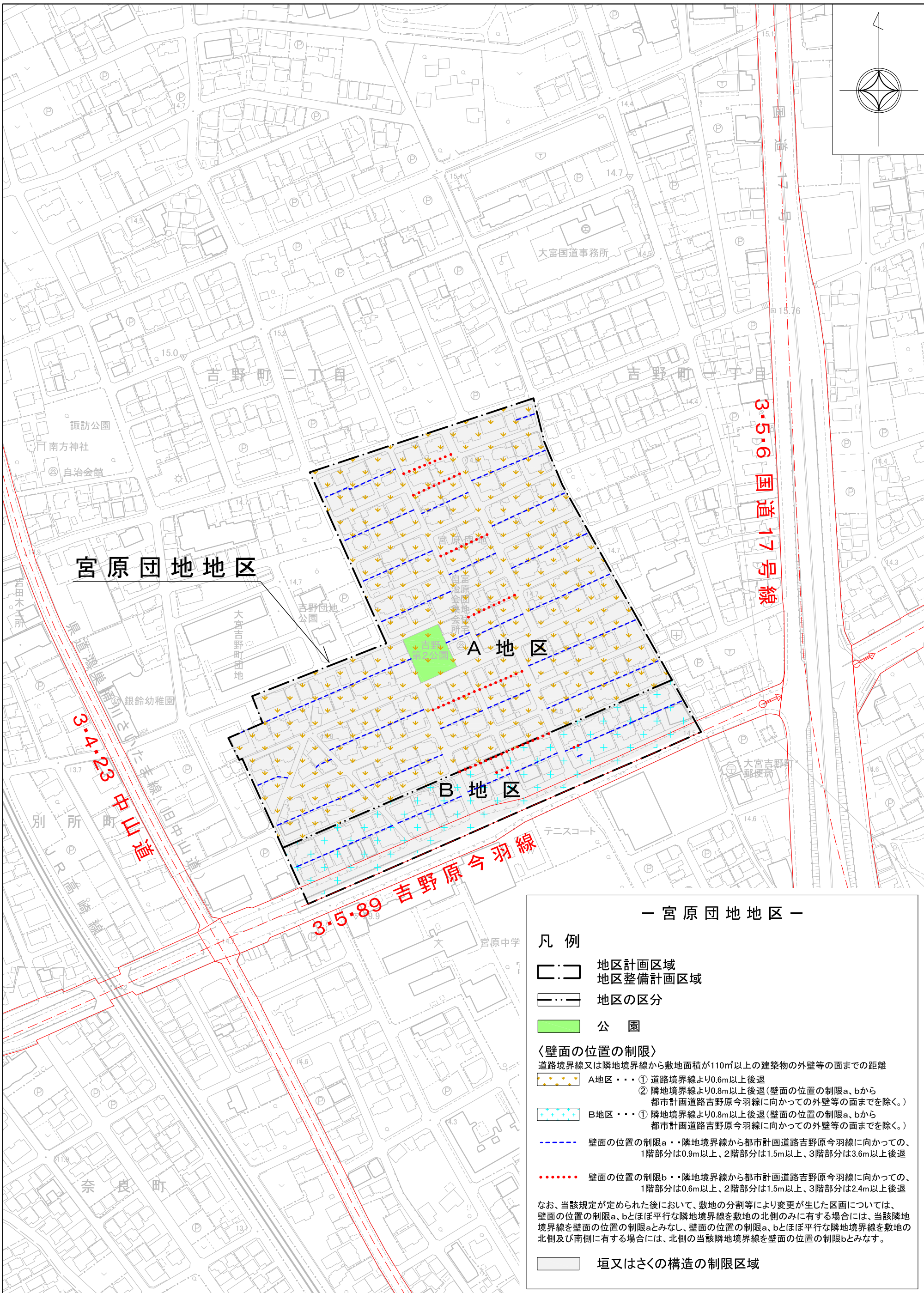


地区整備計画図 (宮原団地地区)



— 宮原団地地区 —

凡例

- 地区計画区域
- 地区整備計画区域
- 地区の区分
- 公園

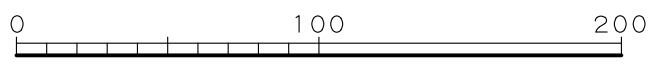
〈壁面の位置の制限〉
 道路境界線又は隣地境界線から敷地面積が110㎡以上の建築物の外壁等の面までの距離

- A地区・・・① 道路境界線より0.6m以上後退
 ② 隣地境界線より0.8m以上後退(壁面の位置の制限a、bから都市計画道路吉野原今羽線に向かっの外壁等の面までを除く。)
- B地区・・・① 隣地境界線より0.8m以上後退(壁面の位置の制限a、bから都市計画道路吉野原今羽線に向かっの外壁等の面までを除く。)
- 壁面の位置の制限a・・・隣地境界線から都市計画道路吉野原今羽線に向かっの、1階部分は0.9m以上、2階部分は1.5m以上、3階部分は3.6m以上後退
- 壁面の位置の制限b・・・隣地境界線から都市計画道路吉野原今羽線に向かっの、1階部分は0.6m以上、2階部分は1.5m以上、3階部分は2.4m以上後退

なお、当該規定が定められた後において、敷地の分割等により変更が生じた区画については、壁面の位置の制限a、bとほぼ平行な隣地境界線を敷地の北側のみ有する場合には、当該隣地境界線を壁面の位置の制限aとみなし、壁面の位置の制限a、bとほぼ平行な隣地境界線を敷地の北側及び南側に有する場合には、北側の当該隣地境界線を壁面の位置の制限bとみなす。

- 垣又はさくの構造の制限区域

1:2,500



さいたま市